

習志野市教育委員会会議録
(平成29年第1回定例会)

- 1 期 日 平成29年1月25日(水)
教育委員会1階大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後4時15分
- 2 出席委員 委 員 長 梓 澤 キヨ子
委 員 原 田 孝
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 学校教育部長 櫻 井 健 之
生涯学習部長 井 澤 修 美
学校教育部参事 竹 田 佳 司
学校教育部次長 小 熊 隆
生涯学習部次長 齊 藤 勝 雄
学校教育部副参事 小 澤 由 香
学校教育部・生涯学習部副技監 遠 藤 良 宣
教育総務課長 小野寺 良 夫
学校教育部課長 高 橋 孝 志
指導課長 上 原 宏
習志野高校事務長 長 沼 仁
総合教育センター所長 米 澤 弘 実
社会教育部課長 佐々木 博 文
生涯スポーツ課長 柴 野 文 明
青少年センター所長 浦 野 哲 雄
菊田公民館長 関 文 雄
大久保図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 三 角 寿 人
学校教育部主幹 奥 山 英 俊
学校教育部主幹 穴 倉 順 子
学校教育部主幹 鶴 沢 慈 彦
生涯学習部主幹 中 村 裕 美

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成28年習志野市議会第4回定例会一般質問等について
- (2) 平成28年度2学期いじめアンケート集計結果と考察について
- (3) 東部体育館の大規模改修工事について
- (4) 臨時代理の報告について
(平成28年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)

第3 議決事項

- 議案第1号 平成28年度教育費予算案(3月補正)について
- 議案第2号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 協議事項

- 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について
平成29年2月15日(水)午後1時30分

5 会議内容

梓澤委員長が
平成29年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が
会議規則第15条の規定により、報告事項(3)並びに議案第1号及び第2号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が
非公開部分の会議録について、報告事項(3)は、市民へ公表された後に、議案第1号及び第2号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が
本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が
平成28年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1)平成28年習志野市議会第4回定例会一般質問等について (教育総務課)

小野寺教育総務課長
教育委員会に関する一般質問は、資料に記載のとおり、事前に15名の議員から29件の通告

があったが、実際は14名の議員から28件であった。教育委員会に関連する一般質問について、まず学校教育部に関わる質問について大別すると、学校規模がもたらす教育課題の視点から学校施設再生計画のこと、普通教室へのエアコン設置に関すること、また、9月定例会に引き続き、学校部活動のこと、市立学校職員安全衛生委員会に関することを含めた、教員の健康管理のことやいじめ・不登校に関することなどについて、このほか、特別支援教育に関して、学級開設や学校における研修の取り組み状況、就学援助制度に関すること等について、質問があった。また、生涯学習部に関わる質問として、放課後児童会に関して、保育環境の充実及び民間委託導入の進捗、スポーツ振興に関して、ラグビーワールドカップの事前キャンプの誘致について、などの質問があった。これら一般質問のほか、教育委員会に関連する議案を資料に記載のとおり5件提案し、審議していただいた。質疑のあった内容等は、資料に取りまとめをしているので、後ほど御参照いただきたい。

本日は、通告番号10番鮎川由美議員から質問のあった、1. 教育問題について(1)学校施設再生計画についてを取り上げて説明する。

質問の主旨としては、児童・生徒の急増期に設置された学校施設は老朽化が進み、習志野市の未来を担う子どもたちに、安心・安全を確保するうえで、教育環境を整えることは最優先に取り組むべき喫緊の課題であること。こうした事態を受け、公共施設再生計画では、老朽化した公共施設を「機能をできる限り維持し、施設の総量を減らす」、「量から質」へ考え方を転換し、このことで、持続可能なまちづくりを目指し、時代の変化に対応した公共サービスを維持していこうとしている。このような中で、現在の学校施設再生計画は、どのような考え方に立って策定したものなのか、また、いずれ、見直しをしなければならないこの計画は、公共施設再生計画など、本市が策定している様々な計画をどのように捉え、対応していこうとしているのか、についてであった。

このことについて、教育委員会としては、現在の学校施設再生計画は、平成26年度から平成31年度までの6年間で第1期計画期間として策定したものであること。この計画は、学校の耐震化を図ることが喫緊の課題であったことから、その確実な事業実現を目指すとともに、老朽化した施設・設備の計画的な改修工事に取り組むことができるよう、整備方針を明示したものであること。このような中で、既に学校建物の耐震化は完了しており、現在、学校トイレなど老朽化する施設・設備の環境改善に計画的な取り組みを行っているところである旨を答弁した。

この答弁を受け、13項目にわたる再質問がなされた。最初は、学校施設再生計画に基づく大規模改修等の取り組み状況に関連して4点であった。一つは、学校施設再生計画に基づいた大規模改修工事等の進捗状況、もう一つは学校トイレなど、老朽化する学校施設について、今後、どのように工事を進めていこうとしているのか、もう一つは学校トイレの工事の進捗状況、改修され、きれいになった学校トイレに対する子どもたちの反応、もう一つは学校施設再生計画の見直しスケジュールについての再質問を受けた。

このことに対して、学校施設の改善は、建物・設備の老朽度を見極め、計画的な対応を講じるほか、特に、学校トイレの改善について、子どもたちからの改善要望が強いことから優先的に対応することを答弁した。

今後の対応としては、現計画について、学校施設の大規模改修工事などの進捗状況を踏まえ、市基本構想の前期第二次実施計画の策定にあわせて見直しをし、特に、学校トイレの整備率は、現計画の最終年度、平成31年度末までに、国の交付金を積極的に活用した中で、目標とすべき数値を約82%から約85%に引き上げていきたいと考えている。

このほか、子どもの安全・安心の視点から、通学路の安全確保に関する再質問があり、その取り組み状況について、学校教育部のほか、都市環境部からは路面標示など交通防止につながる対策を実施していることの答弁をした。さらに、学校規模の観点から7点の質問があり、一つは学校

規模がもたらす教育活動の影響、もう一つはいじめの実態、もう一つは子どもの学力、もう一つは子どもが減少傾向にある、国道14号以南の小学校における児童数・学級数の実態と今後の推移、もう一つは小規模となっている学校での教員の配置実態、もう一つは文部科学省が公表した、公立小中学校の適正規模・適正配置の基準や考え方を示した手引書について、もう一つは児童・生徒数が減少することが予想される中で、小規模校となっている学校への対応、最後に、地域と学校の関わりについての再質問を受けた。

これらに関し、平成27年1月に文部科学省から出された手引書について、学校規模の適正化は、地域の特性を配慮した上で、学校規模に応じた学校運営の在り方の検討が求められていることから、学校規模という、数的なことのみに捉われることなく、本市が目指す教育のあり方、地域コミュニティにおける学校の役割、地域の要望等を踏まえることが大切であると受け止めていることを答弁し、今後においても、市全体の児童・生徒数の動向に注視し、学校が展開している地域と融合した教育活動を支え、これからも学校と地域、保護者と連携し、支援をいただきながら習志野の教育を進めていこうとしているものであることを答弁したものであった。以上が、平成28年習志野市議会第4回定例会における、一般質問等の報告である、と概要を説明

原田委員

来年度から専門的な英語教育が始まるが、現状では英語の指導を得意とする小学校の先生は少ないと思う。低学年のうちから子どもたちに良い英語を聞かせることが大事だと思うが、他市と比べてもALTの数が少ないようである。今後、どのように小学校での英語教育を進めていこうと考えているか、と質問

上原指導課長

これからの外国語活動・英語科の教科化に向けて、充実させていかなければならない課題であると捉えている。それに当たっては、御指摘のとおり、ネイティブの英語に触れることが大切であると思うので、ALT派遣業務の拡大を図りたいと考えている。また、教員の指導力については、大学で英語を教えるための勉強をしていない教員も少なくないので、県や市で実施している研修への参加を積極的に促し、指導力の向上を図っていきたいと考えている、と回答

原田委員

ALTの人数は増えないのか、と質問

上原指導課長

増やせるよう努力している、と回答

梓澤委員長

教員の負担軽減を訴えることについて、谷岡議員からは部活動、真船議員からはいじめや不登校のある学級の担任、荒原議員からは教員の健康管理、また過去には公開研究会についてなど、ここまで繰り返し一般質問があると、一般市民としても実態が気になる場所である。土日の地域の行事にも校長や教頭が毎週のように出ているのを見かけると、大変だなと思う。教員の負担について、例えばそれぞれの立場で、土日の出勤状況について調査をし、削減できるものは削減したり、他の先生に担当を割り振ったりなど、平成29年度に見直しを行おうと考えていることはあるか、と質問

高橋学校教育課長

学校の運営には地域や保護者等の協力が必要である。地域の方々を学校に招いて協力していただいたり、逆に、学校からも教員が地域へ出ていき、地域で活躍する子どもたちを応援することも必要である。その一方で、教員の負担軽減も図らなければならない。年間の行事計画を見ながら適切な役割分担を図ることや、また最も課題となっている勤務時間の縮減については、資料の事前に配付による会議の効率化、パソコンの活用などによる事務負担の軽減を図ることなどを最優先課題として学校では行っている。また、教育委員会としても、負担軽減が適切に図られているのかについて、校長会議等で実態を把握するよう努めていく、と回答

上原指導課長

部活動について、複数顧問制を取っている学校がほとんどである。また、その競技の専門的な指導技術を持っている教員がいない学校については、市から指導員を派遣している。また、適切に部活動の休養日を取るような形で校長会とも協議を進めているところである。教員の負担軽減も生徒の負担軽減も考えた上で、総合的に判断していく、と回答

梓澤委員長

授業に専念できるよう負担軽減について考えてほしい、と要望

原田委員

義務教育課程で部活動の指導等で休日に出勤した場合、特殊業務手当が支給されると思うが、その支給額について教えてほしい、と質問

高橋学校教育課長

学校の管理下で週休日に部活動の指導を行う場合、4時間以上6時間未満については3千円、6時間以上については3千400円が支給される。昨年4月1日に改正がなされ、この金額となった、と回答

原田委員

高校と同じ金額か、と質問

高橋学校教育課長

そのとおりである、と回答

梓澤委員長

布施議員から障がい者スポーツについての質問があったが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国を挙げて取り組んでいる中で、本市には障がいのこと、スポーツのこと、この両方を理解して指導ができる教員はいるのか、と質問

上原指導課長

障がい者スポーツに関わっている教員もいることは把握しているが、正確に具体的な人数は把握していない。2020年に東京オリンピック・パラリンピックもあることから、その視点からも把握していきたいと考えている、と回答

梓澤委員長

障がいのある人もない人もスポーツを楽しめるということを発信できる人材を育成してほしい、と要望

原田委員

議員からも学校トイレの改修についての要望が出ている。前回は発言をしたが、子どもたちに何を一番してほしいか尋ねると、トイレを改修してほしいという答えが最も多い。耐震改修は大体の目途がついたと思うので、次はトイレ改修について早急に取り組んでほしい、と要望

小野寺教育総務課長

以前、東習志野小学校のトイレの状況を見ていただいた。それを受けて、貞廣委員から「物理的教育環境の課題性は大変大きいと感じた。教師や現場の努力には限界があり、物理的条件整備はそもそも現場の努力で対応できるものではない。」という厳しい意見もいただいた。先程も述べたとおり、トイレの整備率については少し上方修正をする。国の第2次補正予算や国の交付金なども積極的に活用しながら、トイレの改修工事に取り組んでいきたいと考えている、と回答

原田委員

是非そのようにお願いしたい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成28年度2学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

上原指導課長

平成28年度2学期いじめアンケート集計結果と考察について報告する。いじめはどの子にも起こりうるということの認識に立ち、平成24年度の2学期より、市内の小中学校を対象に年3回のいじめアンケートを実施する等、各学校と教育委員会がいじめの未然防止、実態の把握と、迅速な対応に努めている。実施方法について、今まで、中学校においては、いじめアンケートは自宅に持ち帰って実施していたが、本年度1学期から小学校でも保護者にもきちんと確認していただくため、自宅に持ち帰って実施するようにした。また、2学期のアンケートは、今まで記名式であったアンケートを必ずしも記名しなくてもよいという形に改めて実施した。無記名によるアンケートには、記名することで正直に事実を書けない児童生徒への配慮ができること、潜在的ないじめがどの程度起きているのか把握するのに適しているということというメリットがある。一方、記名のアンケートは、いじめに対する早期対処・解決に適しているというメリットがあり、この両方の良さを生かしながら実施した。このことについては後程また説明する。

本年度2学期のいじめの現状を1学期と比較して説明する。初めに本年度2学期の認知件数について、小学校では1,230件、中学校では80件である。1学期のいじめ認知件数に対して2学期のいじめの認知件数は、小中学校とも減少している。これは、いじめの解消に向けた取り組みの成果の表れだと捉えている。また昨年度同時期と比べて、いじめの認知件数は、増加している。これはいじめの件数が増えたと捉えるとともに、いじめを認知できた件数が増えたこと、つまり、教員等がいじめを発見できた件数が増えたということと捉えている。今後も積極的にいじめを認知するよう各学校に機会を捉えて伝えていく。例えば、一度でもいじめられて悲しい思いをした場合に

は、その後仲直りが明らかであってもいじめられたとカウントし、いじめの認知件数に入れることの指導にも更に努めていく。

次に学年別に見ると、小学校低学年をピークにいじめの認知件数は減少し続けている。これは、小学校低学年は、小さなことも「苦痛」と感じれば「いじめられた」と記述するため、件数が多いと考えられる。従って、些細なことに対する仕返しや、相手をからかうだけのために、むやみに人を叩いたり悪口を言ったりしてはいけないことなど具体的な指導を小学校低学年のうちにしっかり指導することの大切さが分かる。

次に、いじめられた相手について、小中学校とも同じクラス、同じ学年がほとんどである。このことから、学級、学年と自分が所属している集団の中で起きていると考えられる。学級での授業の充実や行事等の学校生活を通しての良好な人間関係づくりが第一であると考ええる。また、中学校では、部活動でのいじめも発生していることから、やはり、学級、学年での授業、部活動、行事等の学校生活全体を通してよりよい人間関係を築いていくことが大切であると考ええる。

次にいじめの内容について、小学校では、悪口からかいなどの冷やかし、殴る・蹴る・叩くの暴力が主な項目である。中学校では、悪口からかいなどの冷やかしの次に無視・仲間外しが多いのが特徴である。小中学校とも言葉による暴力、すなわち悪口・文句・からかい・いじりが多い傾向がある。子ども達が、どんな言葉が人を傷つけるのかを学び、思いやりのある言葉を使うことが日常的になるように言語環境を整えることが必要である。「暴力」や「仲間外し・無視」など、人目につくものは、教員の観察やクラス内の子ども達からの報告等で把握することが可能である。しかしながら「物隠し」などは、件数としては少ないが、表面上に現われないものも多く、深刻ないじめはむしろこちらに内在しているのではないかと考えられる。また、近年、スマートフォンの普及に伴い、LINEなどのSNSといったインターネットを使ったいじめが、中学校だけでなく、小学校低学年でも生じている。子どもたちが、SNSなどのインターネットを使用したいじめの被害者にも加害者にもならないような情報モラル教育を一層進めていく必要がある。

次に相談相手について、小中学校とも家族、担任、友達が大きな相談相手となっている。このことから、これからも教育相談活動の充実、教育相談日の周知や定期的な教育相談を進めていくことの大切さ、また、保護者に教育相談日について周知していくことも、更に進めていきたいと考えている。また、いじめに気づく目を持つことが大切であると思う。子どもの言動に対して敏感なアンテナを立てられるよう各校では生徒指導委員会等で情報共有に努めているところである。ただし、相談できなかったという子どもがいることも事実であることから、児童・生徒には相談先を示したパンフレットやカード等を配布するなどして、学校や家族以外にも相談先があることをこれからも積極的に周知していきたいと考えている。

次にいじめの解消率については、小学校では、1学期より2学期の方が解消率が下がっている。中学校でも1学期より解消率が下がっている。これは、子ども同士は、いじめは解決したと思っても、教員が継続的に様子を確認する必要があると判断したケースや、一度こじれた人間関係がなかなか元に戻らないケースなどもあるためである。これは、1学期は短期間で解消するケースが比較的多く、またその後継続して指導や観察を行っているケースがあることが考えられる。教育委員会としては、各学校には、いじめの指導経過の分かるような指導記録を確実に作成し、活用するように指導している。

先程も説明したが、2学期のアンケートは、記名しなくてもどちらでも良いという形で実施した。その結果、小・中学校ともに約20%の子どもが無記名で回答している。このことから、無記名での回答を希望している子どもがいるということが分かったため、無記名でのいじめアンケートの実施の必要性がはっきりした。その一方で、無記名のため、いじめを報告しているがすぐに対応ができないというケースもあった。3学期のアンケートの実施については、記名有と記名無の2

種類を実施する方向で、先日の校長会議で依頼をした。無記名のアンケートでのいじめの認知件数と記名式のアンケートでのいじめの認知件数を比較することで、現在見えていないいじめがどのくらいあるのかという実態を把握できるという狙いがある。3学期のアンケート結果については、このことも踏まえて報告する。

ここで、実際に学校ではどのような取組みを行っているかを紹介する。子どもの主体的な取組みの一つとして、「いじめゼロ集会」を実施している。これは各学級で話し合った、いじめをなくすための手立てを全校集会でクラスごとに発表し、子ども達自身から「いじめを見逃さない」「いじめを許さない」という機運を高める集会活動を行っている小学校もあると聞いている。また先程、言語環境がとても大切であると述べたが、ある小学校では、相手を思いやる言葉を使おうと、「ふわふわ言葉」と名付け、言われて嬉しい言葉を子どもたちと確認し、掲示するなどして、望ましい言語環境になるよう図っている。また、各クラスでいじめをなくすために、このようなことをするという宣言をする取組みを行っている学校もある。また、ほとんどの小学校で挨拶運動を実施している。子どもたちがあいさつで繋がること、自分から挨拶ができること、あいさつによる心のふれあいを大切に実施しているところである。

一方、中学校では、「いじめ撲滅プレゼンテーション」を生徒が主体となって行っていたり、いじめをやめる勇気、いじめをとめる勇気、話す勇気、認める勇気を持つという誓いの証であるイエローリボンを付けるという、イエローリボン活動に取り組んでいる中学校もある。また、NHK主催のいじめノックアウト運動の一環の中で、いじめゼロ宣言を行っている学校もある。

教育委員会としては年3回のいじめアンケート実施の依頼、アンケート実施後の集計、対策等の周知、公表、指導、月1回の中学校の生徒指導担当者会議や年4回の小中学生指導会議の開催、また学期末には指導主事が学校を訪問し、いじめの実態や指導の経過について報告を受けるとともに、指導や相談を行っている。また、学校教育だよりで各学校のいじめ防止の取組みについて、広く周知している。

学校や保護者などに相談できない時に電話相談できるよう、いじめ相談ダイヤルなどを掲載した名刺大のカードを全中学生に配布している。中学校では、生徒手帳等にこれを挟んで活用を図っている。

今後もしじめの早期発見、早期対応、早期解消に向け、学校及び関係機関と連携を深めながら取り組んでいく、と概要を説明

原田委員

高校の教員であった経験から考えると、無記名でのアンケート実施は心配である。学校にはいじめ対策の組織があり、いじめを認知した場合、その組織で事実確認などの対応をしなければならないと思う。しかしながら、指導課長からも説明があったように、無記名では事実確認が出来ないという問題があり、非常に心配である。書きやすいというメリットはあるが、当事者を割り出すのが難しく、なかなか対応できないというデメリットもあるので、無記名でのアンケートの実施については再検討してほしい。

また、横浜市でのいじめ問題で、150万円の金銭強要があったと報道されている。本市でも金銭強要はあるのか。「その他」の件数に含まれているのか、と質問

上原指導課長

まずアンケートの記名については、記名式でも無記名式でもそれぞれにメリットとデメリットがある。このことから3学期には記名式と無記名式の両方を実施して、対応していきたい。

また、金銭強要については「その他」の件数に含まれており、0件ではない、と回答

原田委員

具体的には、金銭強要は何件あったのか、と質問

上原指導課長

小学校で26件、中学校で1件あった、と回答

原田委員

小学校で26件というのは多いと思うが、どのように捉えているか、と質問

上原指導課長

全体に占める割合としては2.1%であるが、金銭が絡む問題であるため、認知できて良かったと思っている。金銭が絡む問題であるため、当然子ども同士では済まず、保護者にも事実関係を伝え、対応しているところである、と回答

原田委員

金銭強要は0件になるように取り組んでほしい。また、3学期には記名式と無記名式の両方のアンケートを実施するという説明であったが、無記名式アンケートで把握されたいじめについても対応しなければならないと思う。具体的にはどのように対応するつもりか、と質問

上原指導課長

無記名式のアンケートは、記名式では正直に答えられない子どももいること、潜在的ないじめを発見するのに効果的であるといわれていることから、実施するものである。無記名式のアンケートで認知できたいじめへの対応については、記名式のアンケートも実施するため、記名式のアンケートでいじめを訴えている子どもの教育相談をしていく中で、当事者だけでなくクラス全体の様子などについても担任が把握している場合もあるので、教育相談の充実を図っていくことを考えている、と回答

原田委員

無記名式のアンケートは、大雑把ないじめの件数を把握するためのみに実施するのか、と質問

上原指導課長

潜在的ないじめの実態については、記名式よりも正直なデータが上がってくると認識している。具体的な指導については、記名式で訴えている子どもたちにまずは早急に対応する、と回答

原田委員

事実確認をして具体的な策を講じなければならないが、果たしてそれが出来るのか疑問である。無記名になると不真面目に回答するということもあるかもしれないが、それでも一つ一つ事実確認をしなければならない。そのようなことも考慮に入れて、より効果的ないじめ対策が出来るようにしてほしい、と要望

上原指導課長

無記名式アンケートの形式などについても、きちんと検討していきたいと考えている。無記名式

は、簡略的なアンケートで十分ではないかと考えている。また、今年度3学期のアンケートでは、記名式と無記名式の両方を実施する予定である。その結果を把握し、考察を加え、平成29年度にどのように取り組んでいくか検討していきたいと考えている、と回答

梓澤委員長

いじめアンケートを継続的に実施することもいじめ防止に繋がると思うので、続けてほしい。

また、本日欠席の貞廣委員より、この報告事項について、意見をいただいているので、私の方から、代わりに述べさせていただきます。

「先生方には、隠れたいじめの件数をキャッチしていただき、対応していただきたい。今一番怖いのは、ネットによるいじめである。千葉県でも青少年被害防止対策事業としてネットパトロールを実施していて、ネット監視員がパソコンと携帯電話を使用して生徒が行っているSNSを監視しているが、追いついていないという状況である。既存のいじめに関しては先生方も経験値があると思うが、ネットによるいじめに対しては非常に戸惑うことが多いと思うので、県と連携して対応していただきたい。」、と発言

上原指導課長

SNSでのいじめは小学校低学年から発生しているので、しっかり対応していかなければならないと認識している。御指摘のとおり、発見が難しいのは確かであるので、千葉県警のサイバー対策本部と連携を図らなければならないと捉えている。また、そのようないじめを見つけた場合の対応について、生徒指導主任研修等で教員のSNSに対する理解を深めていくことも大切であるので、そのような対応もしていきたいと考えている、と回答

梓澤委員長

「いじめは絶対許さない」という姿勢で今後も取り組んでほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(4) 臨時代理の報告について

(平成28年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について)

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

平成28年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、教育委員会会議に付す暇がなかったことから教育長により臨時代理したので、報告するものである。

第69回全日本バレーボール高等学校選手権大会において、習志野高校男子バレー部が、全国第3位と大変に輝かしい成績を収めたものである。このようなことから、表彰状授与候補者としたものである。この大会は、1月4日から8日に開催された、いわゆる「春の高校バレー」「春高バレー」と言われ、全国の約6,400校が地方大会の激戦を勝ち抜き、全国大会に出場した52校が頂点を目指し、争った大会である。習志野高校男子バレー部は、1回戦を愛媛県代表の松山高校、2回戦を昨年度準優勝であった熊本県代表の鎮西高校、3回戦を青森県代表の弘前工業高校、準々決勝を宮城県代表の仙台商業に、いずれもセットカウント2対0と見事な勝利であった。そして、準決勝では、東京都代表の駿台学園高校と対戦し、セットカウント1対3と善戦するも惜しくも敗退した。この駿台学園高校は、2016全国高校総体、いわゆるインターハイに続き、今大会も全

国制覇を成し遂げた強豪校であった。全国大会では4勝、そして全国第3位の見事な結果を残すことができた。

このほか、「あなたが最も“情熱”を感じた学校に投票しよう」という企画で、全国から大変に大きな支持を受け、習志野高校は、春の高校バレー2017情熱大賞を受賞することができた。とても思い出に残る大会となった。参考までに、情熱対象の第2位が愛知県の星城高校、第3位が神奈川県慶應義塾高校であった。いずれも私立高校であるが、公立高校である習志野高校が第1位となった、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成29年2月15日(水)午後1時30分に決定された。

<報告事項(3)並びに議案第1号及び第2号については非公開。

ただし、報告事項(3)については、平成29年2月15日号の広報習志野で公表されたため、議案第1号及び第2号については、平成29年2月21日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(3) 東部体育館の大規模改修工事について

(生涯スポーツ課)

柴野生涯スポーツ課長

東習志野3丁目に所在する東部体育館は、平成6年竣工の建物で、建築後22年が経過している。こうしたことから、後程説明する2つの目的の工事を実施する必要性が生じたもので、今年度を実施設計を行っているところである。このたび、平成29年度に同工事を予定していることから、工事の内容や休館期間等について説明する。

工事の内容は、大きく分けて2点ある。1点目は、長寿命化を図るための工事である。これは、平成26年3月に本市が策定した、公共施設再生計画に基づくもので、同計画では建築後20年・35年・50年といった時期に、計画的な維持保全、いわゆる予防保全を実施することで、建物の長寿命化を図ろうとするものである。2点目は、非構造部材の耐震対策工事である。これは、天井や壁面に設置されている設置物、例えば吊り天井、照明器具、バスケットゴールなどの耐震対策を図ろうとするものである。

次に事業費については、3億5千372万円で、その内訳は、工事監理委託費が895万円、工事費が3億4千477万円を見込んでいる。工期は、平成29年6月から平成30年3月末までの10か月間を予定している。これに伴う休館期間は、準備期間を含めて、平成29年5月からを予定し、アリーナ部分については平成30年3月末まで、アリーナ以外のトレーニング室や講習室の部分については、平成29年11月末までを予定している。工事項目ごとの内訳は資料に記載のとおりである。このうち非構造部材の耐震対策に該当するものは、建築工事のうち、天井やバスケットゴールなどの落下防止対策である。なお、電気設備工事の中でも照明器具等については、間接的に耐震対策工事に該当する。

今後のスケジュールについては、本日、教育委員会会議で報告したのち、3月議会前の2月14

日に市議会への説明、翌2月15日には広報紙及びホームページなどにより市民への周知を行う。併せて3月議会において、平成29年度一般会計当初予算案の一部として審議していただき、3月下旬に可決いただくことで、東部体育館大規模改修工事の実施が正式に可能になることとなる。

新年度に入り、速やかに契約手続きを行い、早ければ5月中旬には契約締結といった流れを想定している。市民、特に体育館利用者には、御不便、御迷惑をおかけすることとなるが、新たなスポーツ施設を建設することが困難な状況の中で、既存の施設を大切に使用し、長持ちさせていく上では必要不可欠な工事であることを、御理解いただきたい、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

議案第1号 平成28年度教育費予算案(3月補正)について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

提案する議案は、事業費の縮減及び決算調整に係る減額、国の補正予算活用に伴う、小・中学校大規模改修工事及び第二中学校体育館改築工事に係る経費の増額並びに財源調整を行うため、平成28年度3月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

歳出概要及び財源内訳について、1番「小学校運営費」及び3番「中学校運営費」は、電力自由化対応により、電気料の縮減が図れたことから、決算調整に係る減額補正をするものである。

2番「小学校大規模改造事業」は、当初、国庫補助金の交付が一部のみで、東習志野小学校大規模改修工事に係る法令適合工事及びトイレ改修工事、屋敷小学校トイレ改修工事に係る設計業務委託のみ実施したが、国の第2次補正予算により、東習志野小学校の老朽改修工事等、加えて、袖ヶ浦西小学校大規模改修工事、屋敷小学校トイレ改修工事について、国庫補助金の追加交付が見込まれることとなったため、工事監理業務委託料及び工事請負費の増額補正をするものである。一方、屋敷小学校のトイレ改修工事のための設計委託料について、契約差金見込みを決算調整にかかる減額補正をするものである。このほか、このことに伴い、地方債及び国庫補助金について、増額の財源調整をするとともに、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものである。

4番「中学校施設改善整備事業」は、第六中学校普通教室棟電灯設備改修工事に対する国庫補助金が交付されなかったことから、減額の財源調整をするものである。この工事については、急を要するため、国庫補助金は交付されなかったが、工事は実施した。

5番「第二中学校体育館改築事業」は、国の第2次補正予算により、平成29年度に予定していた分の建築工事等について国庫補助金の追加交付が見込まれることとなったことから、工事監理業務委託料及び工事請負費について増額補正をするものである。また、小学校大規模改造事業と同様に、このことに伴い、地方債及び国庫補助金について、増額の財源調整をするとともに、平成28年度から平成30年度までの継続事業であることから、併せて継続費補正により、年割額の変更を行うものである。なお、継続費の総額に変更はない。

6番「中学校大規模改造事業」は、当初、第四中学校の大規模改修工事等の国庫補助金の交付が一部のみで、法令適合工事のみ実施したが、国の補正予算により国庫補助金の追加交付が見込まれることとなったため、工事請負費を一部増額するものである。一方、第一中学校のトイレ改修工事のための設計委託料について、契約差金見込みを決算調整にかかる減額補正をするものである。このほか、このことに伴い、地方債の増額及び国庫補助金の算出方法の変更による減額の財源調整をするとともに、3月補正による対応であるため、年度内完了が見込めないことから、

繰越明許費を設定するものである。なお、資料には事業費の総額を記載しているため増額部分しか見えないが、工事請負費は増額、委託料は減額するものである。

7番「放課後児童会運営費」は、放課後児童支援員について、当初の見込みよりも雇用人数が少なくなったことから、支援員賃金等を決算調整にかかる減額補正をするものである。

以上、平成28年度3月補正予算案として、12億6千386万円の事業費の増の他、継続費補正1件、繰越明許費の設定2件について市長に申し入れるものである。

ここで、小学校大規模改造事業で計上しているトイレ改修について、東習志野小学校の様子を御覧いただきたい。東習志野小学校は、A棟からD棟の4つの棟があり、B棟・C棟の2棟が普通教室棟になっている。平成28年度当初予算では、B棟・C棟で、トイレ改修の他、屋上防水や内外部の改修の経費を計上していたが、国の交付金が一部のみであったため、法令適合改修とB棟のトイレ改修のみ、市単独事業の中で工事を実施した。まず、改修前の様子について、こちらが女子トイレ、こちらが男子トイレである。今年度実施した改修で、このように女子トイレ、男子トイレを整備した。3月補正では、国の交付金の内定があったことから、C棟のトイレ、B棟・C棟の内外部の改修費用を計上している。なお、東習志野小学校のほか、袖ヶ浦西小学校の大規模改修、屋敷小学校のトイレ改修についても、国の交付金が見込まれることから、今回の補正予算で、工事費等の増額について、計上したところである。実質、来年度の工事となるが、既に国の補助金が確保できたという状況である。

次に、中学校大規模改造事業で計上しているトイレ改修について、第四中学校の様子を御覧いただきたい。第四中学校には、新館、旧館があり、平成28年度当初予算では、新館のトイレ改修の他、屋上防水や内外部の改修の経費を計上していたが、小学校同様、国の交付金が一部のみであったため、法令適合改修の一部と新館のトイレ改修のみ、市単独事業の中で工事を実施した。こちらが改修前の女子トイレ、男子トイレである。こちらが、今年度、改修を行った女子トイレ、男子トイレの様子である。3月補正予算で、旧館、体育館のトイレ、新館の内外部の改修費用を計上している。なお、今回の補正予算では、第四中学校の大規模改修のほか、第一中学校のトイレ改修についても、国の交付金が見込めることから、工事費等を計上している。改修後のトイレの様子について、また改めて報告したいと思う、と概要を説明

原田委員

改修したトイレは洋式になったのか、と質問

小野寺教育総務課長

一部和式トイレも残してはいるが、洋式化している、と回答

梓澤委員長

放課後児童会運営費について、昨年度に引き続き、支援員の雇用人数が少ないために減額となっている。市議会でも取り上げられていると思うが、雇用に結びつかない要因について、今一度説明してほしい、と質問

斉藤生涯学習部次長

放課後児童会の支援員の確保については、喫緊の課題として取り組んでおり、ホームページや広告媒体を通じて雇用の拡大に努めている。新規雇用はあるが、退職者も出ているため、増加に繋がらないという状況である。青少年課としては、賃金の引き上げを行うなどの取組みをしたところであり、今後も積極的に支援員の雇用の促進を図っていきたいと考えている、と回答

梓澤委員長

平成29年度からこども部に移管されるので、十分な引継ぎを行ってほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第2号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(社会教育課)

佐々木社会教育課長

議案第2号、図書館指定管理に係る条例改正について説明する。今回改正する条例は、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例である。

まず改正理由について、習志野市立図書館の指定管理者の更新については、平成28年12月議会で株式会社図書館流通センターに指名するという事で承認いただいた。これを受け、平成29年4月より指定管理者を更新するにあたり、移動図書館についても指定管理者の業務として、新習志野図書館が行う。指定管理者が移動図書館の業務を行うのは、平成30年度からとなるが、指定管理期間5年間の基本協定書を締結するにあたり、平成29年3月議会で条例の一部改正が必要となる。

改正内容は、第2節図書館の第13条の2第2項の指定管理者が行う業務の範囲の第1号で、図書館法第3条各号のうち「(第5号を除く。)」という部分を削除するものである。ここで削除する、図書館法第3条第5号の中にある自動車文庫が移動図書館にあたるため、指定管理者に移動図書館業務を行わせることから、「(第5号を除く。)」という部分を削除するものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成29年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言